

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年11月29日 07時20分ごろ
発生場所	長崎県対馬市五根緒漁港 銭島灯標から真方位205°600m付近 (概位 北緯34°35.8′ 東経129°28.6′)
事故の概要	石材運搬船第十二勝栄丸は、西進中、防波堤の被覆石に乗り揚げた。 第十二勝栄丸は、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月15日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	石材運搬船 第十二勝栄丸、457トン 120090、株式会社水嶋海事工業
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船尾船底外板に破口、左舷プロペラ翼に欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約60cm
事故の経過	船長は、船首約1.8m、船尾約3.5mの喫水により、右舷船首方からの風を受けながら五根緒漁港に入航中、右方の浅所を避けて左方にある防波堤寄りに航行していたところ、本船が左方に圧流された。
分析	本船は、右舷船首方からの風が吹く状況下、船長が、右方の浅所を避けて左方にある防波堤寄りに航行していたところ、風によって左方に圧流されたことから、船尾が同防波堤に接近する状況となり、同防波堤先端部付近の被覆石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、右舷船首方からの風が吹く状況下、船長が、右方の浅所を避けて左方にある防波堤寄りに航行していたところ、風によって左方に圧流されたため、船尾が同防波堤に接近する状況となり、同防波堤先端部付近の被覆石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。